

平成 29 年 5 月 17 日

会 社 名 ナビタス株式会社 代表者名 代表取締役社長 辻谷潤一 (JASDAQ コード番号 6276) 問合せ先 取締役管理本部長 眞柄光孝 電話番号 (072)244-1231

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の当社第38期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 機動的な資本政策および配当政策を実施できるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため、変更案第38条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、現行定款第38条(剰余金の配当金)を変更案第39条(剰余金の配当の基準日)に変更し、それらの規程の一部と内容が重複する現行定款第39条(中間配当)を削除するものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日) 平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日)

以上

現行定款	変更案
第7章 計算	第7章 計算
第 37 条 (条文省略)	第 37 条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関)
	第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第
	459 条第 1 項各号に定める事項につ
	いては、法令に別段の定めがある場合
	を除き、取締役会の決議によって定め
	<u>ることができる。</u>
(新設)	(剰余金の配当の基準日)
	第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年
	3月31日とする。
	2 当会社の中間配当の基準日は、毎年
	9月30日とする。
	3 前2項の他、基準日を定めて剰余金
	の配当をすることができる。
(お) へ へ エコル へ)	(Matrix)
(剰余金の配当金)	(削除)
第38条 当会社の剰余金の配当は、毎年3	
月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録	
株式質権者に対して支払うものと	
する。	
<u>7 Vo</u>	
(中 間 配 当)	(削除)
第39条 当会社は、取締役会の決議により、	(1115AA)
毎年9月30日における、最終の株	
主名簿に記載または記録された株主	
または登録株式質権者に対し、会社	
法第 454 条第 5 項に定める金銭によ	
る剰余金の分配(以下中間配当とい	
う。)をなすことができる。_	
第 40 条 (条文省略)	第 40 条 (現行どおり)